

2-1-2 「公共工事標準請負契約約款」において定められている発注者及び受注者の義務の中から、工事遂行に影響する主な義務をそれぞれ2項目ずつ挙げ、説明せよ。

発注者の義務	受注者の義務
<p>第1条：総則 発注者及び受注者は、この約款に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。</p> <p>第9条：監督員 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。</p> <p>第16条：工事用地の確保等 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地を受注者が工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。</p> <p>第20条：工事の中止 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p>	<p>第1条：総則 左に同じ</p> <p>第3条：請負代金内訳書及び工程表 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>第4条：契約の保証 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。</p> <p>第5条：権利義務の譲渡等 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。</p> <p>第6条：一括委任又は一括下請の禁止 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>第10条：現場代理人及び主任技術者等 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。</p> <p>第11条：履行報告 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。</p> <p>第17条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p> <p>第18条：条件変更等   ～略～ 第27条：臨機の措置   ～略～ 第58条：火災保険等   ～略～</p>

参考：公共工事標準請負契約約款